

危害情報からみた屋外遊具の事故

国民生活センター危害情報システムには屋外型固定遊具(以下、遊具)による事故情報が寄せられている。多くは軽症だが、なかには、重い症状のものもあり、事故の原因は遊具側に何らかの問題があったもの、子どもの遊び方に問題があったものなどさまざまである。

遊具は公園、保育所、幼稚園などさまざまな場所に設置されているが、これらの場所を管轄する省庁は国土交通省(都市公園など)、厚生労働省(児童遊園・保育所・児童館など)、文部科学省(幼稚園・小学校など)等にわかれている。これまで遊具の安全性に関する国の基準はなかったが、2002年3月に国土交通省が「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(以下、指針)を策定した。これを受けて厚生労働省と文部科学省が同月、各自治体の管轄部局等に、国土交通省の指針を参考にし遊具の事故防止対策に活用するよう通知した。

その後2002年10月、遊具や公園施設の製造・販売・点検・補修等を行う事業者の業界団体である(社)日本公園施設業協会が上記指針に沿った「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S:2002」(以下、規準案)を発表し、2003年7月には遊具の表示シール等を作成した。

このような遊具の安全確保に関する行政・業界それぞれの動きを踏まえて、国民生活センターでは、危害情報システムに寄せられた遊具の事故情報を分析するとともに、遊具の管理者である自治体と上記(社)日本公園施設業協会の会員企業に対し、遊具の安全対策についてアンケート調査を行った。

遊具に関しては、箱型ブランコと地面のすき間に挟まれてけがを負った事故のように、遊具の構造や形状、または維持管理に問題があったのではないかなどといった争点で訴訟もいくつか起こされているが、ここでは、箱型ブランコにとどまらず遊具全体について分析した。

その上で、自治体、事業者に対しては遊具の安全対策、情報の活用、注意喚起などを行うよう要望し、保護者や周囲の大人へは子どもが遊具で遊ぶときの注意点などを情報提供する。

1. 事故情報の概要

197年度～2002年度に国民生活センターに寄せられた、遊具に関する事故情報は1,799件である(危害情報収集協力病院から1,788件、消費生活センターから11件)[参考資料1]。

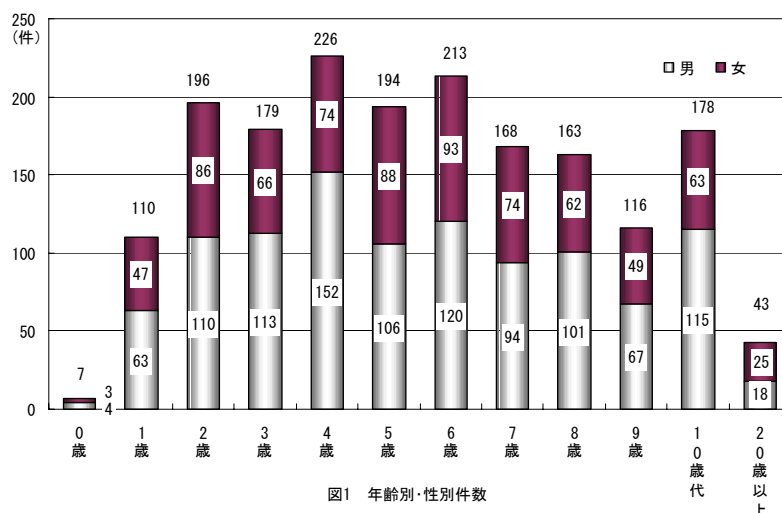
1) 年度別件数

197年度285件、1998年度257件、1999年度343件、2000年度313件、2001年度333件、2002年度268件である。

2) 年齢別・性別件数

10歳未満の子どもが1,572件で全体の87.4%を占める(図1)。その他10歳代が178件で9.9%、20歳代以上の成人は43件2.4%であった(年齢不明6件)。平均年齢は6.4歳であった。10歳未満を3歳ずつ分けて比べると、1～3歳が485件、4～6歳は633件、7～9歳が447件で4～6歳がやや多かった。

性別では男性1,065件、女性732件で、男女比はおよそ3:2である(性別不明2件)。10歳代以下はすべての年齢で男性が多かった。



3) 危害内容と危害部位

危害内容のうち最も多いのは擦過傷・挫傷・打撲傷 1,320 件(73.4%)で、続いて骨折 249 件(13.8%)が続く。危害部位は頭部 1,323 件(73.5%)が最も多い。次いで、腕・手が 256 件(14.2%)である。

危害部位別に危害内容をみると、頭部、脚部、体幹は擦過傷・挫傷・打撲傷が 1 位だったが、腕・手だけは骨折が 1 位だった(全身・不明が 2 件)(表 1)。

表1 危害部位別にみた上位危害内容

	1位	件数	%	2位	件数	%	3位	件数	%	計
頭部	擦過傷・挫傷・打撲傷	1,121	84.7	刺し傷・切り傷	140	10.6	骨折	39	2.9	1,323
腕・手	骨折	176	68.8	擦過傷・挫傷・打撲傷	50	19.5	脱臼・捻挫	17	6.6	256
脚部	擦過傷・挫傷・打撲傷	58	52.7	骨折	28	25.5	脱臼・捻挫	14	12.7	110
体幹	擦過傷・挫傷・打撲傷	88	81.5	内臓損傷	9	8.3	骨折	6	5.6	108

表2 遊具別にみた重い症状の割合

4) 危害程度

危害程度がわかる病院情報 1,788 件中、軽症(入院を要さない状態)1,568 件、重い症状(入院を要する状態)220 件であった。

5) 遊具の内訳

遊具の内訳は、すべり台 504 件が最も多く、次いでブランコ 495 件(うち、箱型ブランコとわかるもの 24 件)、鉄棒 221 件、ジャングルジム 182 件で、うんてい 50 件、シーソー 41 件、アスレチック遊具 36 件、回旋塔 12 件と続く。遊具の種類によって重い症状の割合が違った(表 2)。

6) 年齢と危害程度、遊具の種類の関係

遊具全体の事故の平均年齢は 6.4 歳だった。遊具の種類別に平均年齢をみると、すべり台、ブランコ、ジャングルジムは 6 歳未満、鉄棒、アスレチック遊具は 9 歳以上と差があった。

遊具全体の重い症状の事故の平均年齢は 7.2 歳とやや高くなった。しかしうんてい、シーソーは 6 歳未満で低かった。この遊具はそれぞれの遊具の全体の平均年齢より重い症状の事故の平均年齢のほうが低かった。

遊具別に危害程度、危害内容、危害部位、平均年齢に特徴があり、グループ 1 とグループ 2 の 2 つに分類することができた(表 3)。

遊具	重い症状		総件数
	件数	%	
うんてい	11	22.0	50
シーソー	9	22.0	41
鉄棒	31	14.0	221
アスレチック遊具	5	13.9	36
ジャングルジム	25	13.7	182
すべり台	55	10.9	504
ブランコ	42	8.5	495
回旋塔	1	8.3	12
遊具全体	220	12.2	1,799
箱型ブランコ(参考)	4	16.7	24
グループ1			
グループ2			

表3 グループ別にみた事故の特徴

	グループ1	グループ2
遊具	うんてい、シーソー。	鉄棒、アスレチック遊具、ジャングルジム、すべり台、ブランコ(※)、回旋塔。
危害程度	重い症状の割合が高い。	重い症状の割合が低い。
危害内容	グループ2に比べて骨折の割合が高い。	グループ1に比べて擦過傷・挫傷・打撲傷の割合が高い。
危害部位	グループ2に比べて腕・手の割合が高い傾向がある。	グループ1に比べて頭部の割合が高い傾向がある。
平均年齢	重い症状の平均年齢が低い。	重い症状の平均年齢が高い。

※ブランコ全体では「グループ2」に属するが、箱型ブランコについては、訴訟が起されたことや規準案で条件によってはふさわしくない遊具と規定された(4ページ参照)ことから、単独で見ると、箱型ブランコは危害内容や危害部位の特徴は「グループ1」に近い。

7) 主な事例

事故の状況を見てみると、転落した際地面が硬かったり、遊具にすき間があったことが原因で起きた事故など物的要因によると思われる事故と、ゆれている遊具のそばに寄ったり、人どうしでの衝突事故、遊ぶのに不適切な服を着ていたことなどが原因での事故など人的要因によると思われる事故などがあつた。また、物的要因、人的要因双方が要因と考えられるものもある(表 4)。

表4 主な事例

物的要因によると思われる事故

No.	遊具の種類	事故の内容	年齢・性別	危害程度	年度
1	すべり台	すべり台の階段を登り、いちばん上から後ろ向きに転落し、コンクリートに頭を強く打ち頭部を骨折。	1歳・女	中等症	2002年度
2	ブランコ	公園のブランコに乗っていて、つかまるジョイント部分に手の肉が挟まり痛くて支えられなくなり落ちた。そのときゆらいでいたブランコのいすで額を切った。	11歳・女	軽症	2002年度
3	箱型ブランコ	幼稚園の箱型ブランコに4人で乗っていて、こぐのを代わろうとして友達が立ち上がったところ転落し、ブランコの下に挟まり腕を挫傷。	5歳・男	軽症	2002年度
4	鉄棒	授業中、鉄棒にぶら下がり、他へ移動する際、誤って落ちた。鉄棒の柱がH型になっており、飛び出したところに頭をぶつけて出血した。	9歳・男	軽症	2002年度
5	うんてい	公園でうんていをしていて手がすべって下に落ちる。そのとき後頭部をコンクリートの角で打ち裂傷。	4歳・女	中等症	1999年度
6	その他の遊具	公園にある回転する鉄製遊具の中心部にしゃがんで入っており、立ち上がったときに溶接部のでっぱりで頭を切った。	4歳・女	軽症	2002年度

人的要因によると思われる事故

No.	遊具の種類	事故の内容	年齢・性別	危害程度	年度
7	すべり台	すべり台の上からすべっていて、下から上って来た子どもとぶつかり、1メートル下に転落し頭蓋骨骨折した。	4歳・男	中等症	1999年度
8	ブランコ	兄がブランコをこいでいるところに近づいて巻き込まれ、頭部に擦過傷を負った。	1歳・男	軽症	2002年度
9	箱型ブランコ	ゆりかご型ブランコのそばにいて、ブランコが後頭部にあたり打撲。	5歳・男	軽症	1999年度
10	ジャングルジム	ジャングルジムで遊んでいて、ワンピースを着ていて足元が見えず、1.5メートルくらいのところから下に落ちてしまい、鉄の棒でできている階段に頭部をぶつけた。	6歳・女	軽症	2002年度
11	うんてい	学校のうんていから飛び降りたところ、着地のとき友人と接触し転倒、左腕の開放骨折で救急車で受診。	10歳・男	中等症	2002年度
12	シーソー	はだしでシーソーで遊んでいて、足の甲を挟んだ。	4歳・男	軽症	2002年度
13	その他の遊具	公園で、グルグル回る丸い遊具にしがみついていたところ、手を離してしまい転落し、上まぶたを切った。	7歳・男	軽症	2001年度

その他

No.	遊具の種類	事故の内容	年齢・性別	危害程度	年度
14	ブランコ	ブランコから立ち乗りしてジャンプしたところ、落ちて右側腹部を鉄柵に強打した。	9歳・男	中等症	2002年度
15	鉄棒	学校の校庭の鉄棒に座っていて落下し、手をついて腕を骨折し手術した。	11歳・男	中等症	2002年度
16	シーソー	初めてシーソーに乗った。降りるときにバランスを崩して転落し腕を骨折した。	5歳・女	中等症	2000年度
17	アスレチック遊具	アスレチック遊具の丸太を踏み外し、腹部を丸太で打撲した。入院。	9歳・男	中等症	2001年度
18	回旋塔	学校の回旋塔から転落して地面に右顔面を強打し、打撲。	8歳・女	軽症	2002年度

8) 危害情報の考察

- (1) 危害内容は擦過傷・挫傷・打撲傷が最も多かったが、腕・手だけをみると骨折のほうが多かった。転落などでとっさに手で体を保護するためかと思われる。
- (2) 危害部位は頭部が最も多かった。脳などへの後遺症を心配して、ちょっとしたけがでも病院を受診する人が多いと考えられる。
- (3) 重い症状のほうが平均年齢が上だった。子どもの運動能力が上がるにつれ、けがも大きくなる傾向にあると思われる。
- (4) うんてい、シーソーなどの遊具は重い症状の事故の割合が高かった。また、これらは年齢の小さい子どものほうが重い症状になる傾向がみられる。
- (5) すべり台やうんていなどで、下部の素材が硬い、箱型ブランコなどでブランコ本体と地面との間に挟まれた、などといった指摘が保護者から寄せられた。これらの事故では状況によっては対策を講ずる必要があると思われる。
- (6) すべり台、うんていでは人どうしの衝突事故、ブランコではそばにいたためぶつかった事故など利用する側に注意が必要と思われる事故もあった。これらの事故では、保護者や子どもに対して正しい遊び方をするように注意を呼びかける必要もある。

2. 遊具の安全確保に関する行政・業界の対応

遊具が設置されている場所を管轄する省庁は、国土交通省（都市公園など）、厚生労働省（児童遊園・保育所・児童館など）、文部科学省（幼稚園・小学校など）と分かれており、また各自治体内でも各省庁に対応した部局がある。

2002年3月、国土交通省では、都市公園法施行令第4条で規定された遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供する都市公園の遊具を対象にした指針[参考資料 2-1]を作成し、各自治体の都市公園管理担当部局などに通知した。

これを受ける形で同月中に厚生労働省が児童福祉施設等を管理する民生主管部局、また文部科学省が学校を管理する教育委員会などに対し、それぞれ国土交通省の指針を参考にし、遊具の事故防止対策に活用するよう通知した。

2002年10月、上記の指針に沿って、遊具や公園施設の製造・販売・点検・補修等を行う事業者の業界団体である(社)日本公園施設業協会が規準案を発表した。こちらの対象とする遊具は指針より幅広く、都市公園の他、保育所、幼稚園、小学校、児童館、その他公共の遊び場や広場の遊具である。

1) 指針の内容

指針では、まず、「子どもと遊びの重要性」「子どもの遊びの特徴」「子どもの遊びと遊具」について述べた上で、遊びにおける危険性と安全確保の基本的な考え方について次のように述べている。

(1) 遊びにおけるリスクとハザード[参考資料 2-2]

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。

子どもの遊びにおける安全確保にあたっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、その危険性を2つに区分するものとする。

- ・リスク：事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性。
- ・ハザード：事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性。

この2つは、それぞれ物的な要因、人的な要因とに分けることができる。

(2) 遊具の安全確保に関する基本的な考え方

遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。

・公園管理者は、リスクを適切に管理するとともに、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努める。

・子どもと保護者は、遊びには一定の自己責任が伴うものであることを認識する必要があり、保護者は、特に、自己判断が十分でない年齢の子どもの安全な利用に十分配慮する必要がある。

・公園管理者と保護者・地域住民は、連携し、子どもの遊びを見守り、ハザードの発見や事故の発生などに対応することが望まれる。

さらに、各段階での安全対策の考え方について、「計画・設計段階」「製造・施工段階」「維持管理段階」「利用段階」に分けて述べている。

2) 規準案の内容

規準案では、指針に準拠して危険性をリスクとハザードとに分けており、そのうち主として物的要因によるハザードを未然に除去し、重大な事故を防止することを目的としている。

このなかで、「遊具の安全に対する基本的な考え方」「遊具の計画」「安全領域と落下高さへの対応」「遊具の設計・デザイン」「遊具の構造と強度」「遊具の材料」「遊具の製造・施工・維持管理」について一般規定を設けている。そして、「遊具の設計・デザイン」の項目の中で、遊具のうち揺動部自体の重量が重いもの、ゆれ

幅が大きく、容易に利用者が制御できない状態になるもの、定員の制御が難しく、過剰人数で利用可能なものは利用指導が十分に行き届かない場合、遊具として利用することは不適切であるとしている。具体的に箱型ブランコ、遊動木、回旋塔は過去の重大事故事例を教訓として十分な点検と管理監督が必要であり、改善が不可能な場合は、使用を禁止し、撤去することが望まれると記載している。

また、各種遊具の詳細規定としてブランコ、すべり台など 11 類系 18 種類の遊具について形状寸法や安全領域と設置面などの規定を設けている。

点検については、遊具の機能障害を早期に発見し予防するための重要な手段であるとして、日常点検、定期点検等のあり方を述べている。

この他、対象年齢表示や利用表示など表示についても規定しているが、これについては 2003 年 7 月、遊具の表示シールや遊び場の安全利用サインを作成し、会員企業がこれから提供する遊具に表示シールを添付するとともに、既存遊具の管理者に対してはこれを遊具に添付し、遊び場には安全利用サインを掲示するよう働きかけを行うこととなった。

3. 遊具の安全対策についてのアンケート調査

自治体と事業者に対し、遊具の安全対策についてアンケート調査を実施した[参考資料 3]。

1) 調査方法

(1) 調査対象

- ①自治体 人口 20 万人以上 104 ヶ所の市について次の各部局 計 312 部局
- ・都市公園の遊具を管理している都市公園担当部局 104 部局
 - ・児童遊園・保育所・児童館等の遊具を管理している児童福祉施設担当課 104 部局
 - ・幼稚園・小学校等の遊具を管理している学校教育委員会学校安全主管課 104 部局

②事業者

- ・(社)日本公園施設業協会の会員企業(遊具・公園施設などの製造・販売・点検・補修等を行う) 146 社

(2) 調査時期 2003 年 2 月

(3) 実施方法 郵送方式

(4) 有効回答数および回収率(表 5)

表5 管理・取り扱い場所別件数

管理・取り扱い場所(複数回答)	(件)	
	自治体	事業者
都市公園	79	72
都市公園以外の公共の遊び場	56	68
保育所	84	59
児童館	32	48
幼稚園	41	61
小学校	65	57
その他	18	16
有効回答数	247	79
有効回収率(%)	79.2%	54.1%

2) アンケートの結果

(1) 自治体・事業者の安全基準の有無

安全基準の有無について、規準案が公表された時期を基準として聞いたところ、「規準案ができる前から設けている」「規準案ができたときに設けている」を合わせた「安全基準を設けている」と答えたのが自治体は 26 件(10.5%)なのに対し、事業者は 71 件(89.9%)であった(図 2)。また、都市公園、保育所、幼稚園などの設置場所別に聞いてみると、事業者はいずれの設置場所でも安全基準を設けている割合は 90%前後であった。これに対し、自治体は幼稚園 7.3%、小学校 7.7%、児童館 9.4%、保育所 9.5%、都市公園 15.2%、都市公園以外の公共の遊び場 19.6%というようにばらつきがあった。

(2) 自治体・事業者の安全基準の内容

「安全基準を設けている」と回答した自治体 26 件、事業者 71 件にその内容を聞いたところ、自治体 18 件(69.2%)、事業者 47 件(66.2%)が規準案と同じ内容であった。

(3) 自治体・事業者が安全基準を設けた理由

安全基準を設けた理由としては、自治体・事業者とも、「遊具による事故防止を積極的に進めるため」が圧倒的に多いが、「指針またはそれに基づく規準案が設けられたため」という答えが 2 位だった。

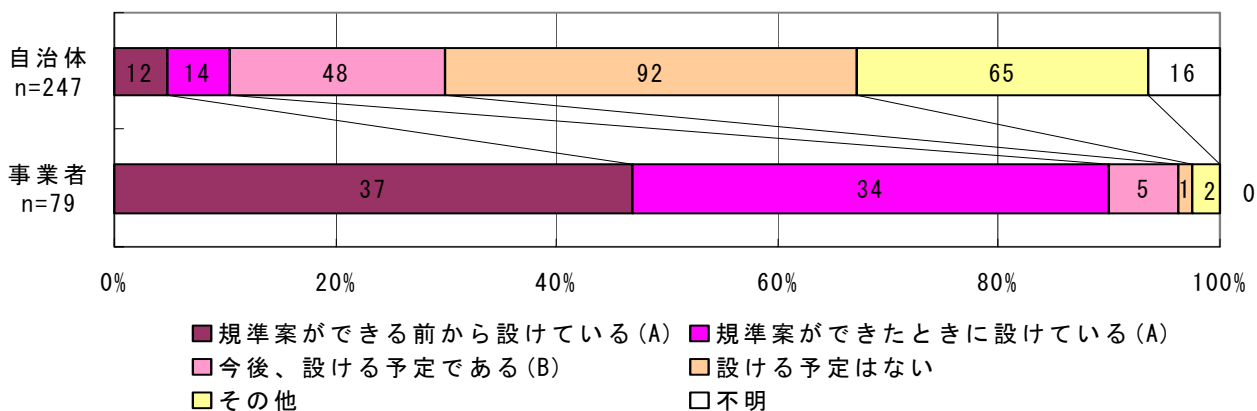


図2 安全基準の設置

(4) 自治体の定期点検の実施状況

自治体のなかで、定期点検(※)を行っている割合は164件(66.4%)であったが、一方、定期点検を行っていない自治体が38件(15.4%)あった。

※管理者が必要に応じて専門技術者と目視・触診・聴診・打診あるいは測定機器を使用して遊具の劣化や形状などを調べる点検。おおむね年1回以上のもの。

定期点検を行っている場合、その実施者は製造・販売・施工業者が56件(34.1%)で最も多く、次いで保育所・幼稚園・小学校が42件(25.6%)、行政の管理部門が39件(23.8%)だった。

安全基準を設ける予定がないと答えた自治体でも、定期点検を保育所・幼稚園・小学校、行政の管理部門が行っている自治体が25件あった。

(5) 自治体の遊具の撤去・補修状況

自治体が管理する遊具別に撤去や補修の傾向をみると、撤去より補修の割合が高いことがわかったが、箱型ブランコは逆に撤去の割合が補修の割合より高かった。

撤去または補修したと答えたもののうち、その理由を聞いた(複数回答)。詳細は次の通りである。

① 人身事故が発生した、またはそのおそれがあると判断されたため

人身事故が発生した、または発生するおそれがあると判断されたため撤去または補修をした、と回答した割合をみると、箱型ブランコは撤去(90.9%)・補修(41.2%)とも割合が高かった。回旋塔の撤去の割合も87.5%と高かった。反対に、砂場、鉄棒、平均台は撤去の割合は低かった。

② 保護者・住民等から指摘があったため

保護者や住民などから指摘されて撤去した率が高かったのは砂場(34.4%)、ロープウェイ(20.0%)などである。ロープウェイは補修した率も20.4%が高かった。

③ その他の理由

その他、経年劣化のため撤去または補修したという理由があった。箱型ブランコや回旋塔の撤去を除いて、50%以上がこの理由で撤去・補修されていた。

3) アンケート結果の考察

(1) 安全基準を設けている割合が自治体と事業者で大きく違う。安全基準を設けている自治体は1割、事業者は9割だった。これは、事業者のアンケート対象が規準案を作った(社)日本公園施設業協会の会員会社であることが一因と思われる。

(2) 自治体、事業者とも安全基準を設けていると答えたいうち、その内容が規準案と同じと答えた率が高いこと、また安全基準を設けた理由に指針または規準案が設けられたためという回答もあったことから、規準案ができたことが安全基準の設置に影響を与えたと思われる。

(3) 定期点検を実施していない自治体が38件あり、これは安全対策上問題があると考えられる。また、定期点検を保育所・幼稚園・小学校、行政の管理部門が行っているにもかかわらず、安全基準がないところもあつ

た。安全対策のために行うべき点検であるが、それが何に基づいてなされているのか不明であり、点検項目や処置内容など対応にばらつきが出ることも懸念される。

(4) 自治体が管理するそれぞれの遊具別に撤去や補修の傾向をみると、次のようなことがわかった。

①箱型ブランコや回旋塔は、人身事故が発生した、またはそのおそれがあると判断されたため、撤去の割合が高かった。規準案の中で条件によってはふさわしくない遊具と定められたことや、人身事故の影響、訴訟なども一因と考えられる。

②保護者や住民などから指摘されて撤去した率が高かったのは砂場、ロープウェイだった。砂場が高率だったのは、衛生上の問題が取り上げられたことがあり、その影響と考えられる。保護者や住民の意見も撤去や補修のきっかけになったことがわかった。

③遊具全体でみると、経年劣化のため撤去、補修したという割合が高かった。時間がたてば遊具も古くなり傷んだり壊れたりするためであり、経年劣化への対応は積極的にとられていると考えられる。

4. 遊び、遊具と危険との関係

子どもの成長のために経験すべき遊びと、遊びに内在する危険性とその価値、また遊具が果たす役割について、埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科、荻須隆雄教授に聞いた。同氏は、国土交通省の都市公園の遊戯施設の安全性に関する調査検討委員会委員、母親クラブ遊び場事故防止活動調査研究委員会委員長などを務めている。

1) 遊び場と遊具の価値

子どもの成長には、多様な遊び体験が不可欠である。遊具は遊びに変化を与え、発展させる。

遊具が配置された遊び場は、室内環境と異なり、一般の住宅内ではできない、走る、よじ登る、すべり降り、ゆれ動く、上下するなどの身体全体を動かしての変化を楽しむことができる。そのような遊びの中で、子どもは経験したことのない遊びを試みようとしたり、より高く、速く、遠く、上手になどという意欲をもって遊んでいる。思うようにできれば、この経験がさらに次の遊びに発展していく。しかし、いつも成功するとは限らず、ときには失敗することもある。こうして事故が起こることも少なくない。失敗（けが）の経験から、次には失敗しない、けがをしないように工夫する知恵が身についてくると考えられる。

2) 経験すべき危険と、未然に防ぐべき危険

遊び場での遊具による多様な遊びを通してのヒヤッとした経験、あるいは意欲的な遊びによる失敗（けが）経験は、子どもが危険を理解し、予知し、避けるといったことを学習する機会となる。すなわち、遊び場は、遊びを通して危険の対処方法を学習する場である。

一方で、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性（ハザード）による致死事故や機能障害や運動障害などの後遺症を残すような重大な事故は、大人の責務で未然に防がなければならない。

冒険や挑戦により重大な事故になりそうな場合は、禁止したり注意を促すことも必要であるが、小さな危険を伴う冒険や挑戦による失敗（けが）は、許容する姿勢もあわせて持つことが必要である。

このため、遊び場・遊具の安全対策は、子どもの成長にとっての遊びの重要性などを見極めた上で進めることが必要であると思われる。

5. 保護者・周囲の大人へのアドバイス

1) 成長のために必要な危険性もある

遊具による挑戦や冒険など意欲的な遊びは、危険を予知したり避けたりといったことを学習する機会となる。これらの機会が子どもの成長にとって必要なものであることをわかっておく。重大な事故につながる危

険性（ハザード）は除去した上で、小さな危険を伴う冒険や挑戦は、許容することも大切である。

2) 子どもの成長に伴った注意を

指針によれば、遊具で遊ぶ際に3歳未満の乳幼児は保護者による安全確保が必要で、常時保護者等とともに利用することとし、おおむね3歳以上小学校就学前の幼児は保護者が同伴することを前提としている。また、事故情報を見るとうんてい、シーソーなどは小さい子どもほど重い症状になっていたので、保護者や周囲の大人が十分に気を配り、大きな事故にならないよう注意する。

一方、年齢が上がるにつれ保護者の目の届かないところで遊ぶ機会も増えてくる。遊具で遊ぶ際に小学校低学年のうちには保護者や周囲の大人の気配りも必要だろうが、子ども自身の危険に対する意識も重要になってくるので、気配りもしながら子どもの成長に合わせて子ども自身に危険性を教え聞かせる必要もある。

3) 不適切な行動や服装を避ける

ふざけて押す、過度の集中利用、不適切な服装などをして遊具で遊ばないように保護者や周囲の大人が気を配る。

4) 危険を発見したら管理者に連絡を

日頃使用している遊具に、劣化、変形その他あってはならない危険性を発見した場合は、自治体や学校などの管理者に伝え、事故を未然に防止するために何らかの安全対策をとるよう働きかける。

5) 遊具や遊び場の注意表示を見て利用する

遊具や遊び場に利用対象年齢や利用上の注意点などの表示があればそれを確認し、正しい遊び方をさせるとともに、子どもにもそれを教え聞かせる。

6. 自治体への要望

指針に基づき、規準案も参考にしてより一層の安全管理を行うこと。

- 1) 遊具を管理する立場として安全基準や点検マニュアルなど何らかの安全管理のためのルールを設けること。
- 2) 上記の安全管理のルールに沿って定期的に日常点検、定期点検を行い、必要な補修等を実施すること。
- 3) 保護者などからの意見、点検などで得た遊具の安全性に関する情報を有効活用し、事故の未然防止を図ること。
- 4) 保護者や子どもに対し、遊具の利用対象年齢や利用上の注意点などを知らせること。安全利用のためのパンフレットや遊具等への表示も1つの方法である。

7. 事業者への要望

指針に基づき、規準案も参考にしてより一層の安全対策を行うこと。

- 1) 指針に沿って、製造・施工・点検・補修等に関する安全基準など何らかの安全対策のためのルールを設けること。
- 2) 自治体など管理者の意見、点検などで得た遊具の安全性に関する情報を、製品の製造・施工・補修等に有効活用し事故の未然防止を図ること。
- 3) 自治体などの管理者に、遊具や遊び場の利用対象年齢や利用上の注意点を説明し、遊具や遊び場に表示を行うなどで保護者や子どもにもその情報が伝わるように勧めること。

本件問い合わせ先：国民生活センター消費者情報部

TEL：03(3443)1793

※この情報は、全国の危害情報協力病院と消費生活センターから、国民生活センター「危害情報システム」に報告された事故情報を分析したもので、消費者に被害防止のための注意を促すことを目的に提供するものである。

表 危害情報からみた遊具別危害

参考資料 1

	遊具全体		重い症状		(1)すべり台		(2)ブランコ		うち、箱型ブランコ							
		件数	%		件数	%		件数	%		件数	%				
男		1,065	59.2		144	65.5		318	63.1		262	52.9	13	54.2		
女		732	40.7		76	34.5		186	36.9		232	46.9	10	41.7		
不明		2	0.1		0	0.0		0	0.0		1	0.2	1	4.2		
計		1,799	100.0		220	100.0		504	100.0		495	100.0	24	100.0		
危害内容	1位	擦過傷・挫傷・打撲傷	1,320	73.4	骨折	164	74.5	擦過傷・挫傷・打撲傷	399	79.2	擦過傷・挫傷・打撲傷	382	77.2	擦過傷・挫傷・打撲傷	14	58.3
	2位	骨折	249	13.8	擦過傷・挫傷・打撲傷	32	14.5	骨折	55	10.9	刺し傷・切り傷	52	10.5	骨折	5	20.8
	3位	刺し傷・切り傷	151	8.4	内臓損傷	8	3.6	刺し傷・切り傷	30	6.0	骨折	46	9.3	内臓損傷	2	8.3
	4位	脱臼・捻挫	41	2.3	刺し傷・切り傷	6	2.7	脱臼・捻挫	9	1.8	脱臼・捻挫	6	1.2	脱臼・捻挫/ 切断/刺し傷・切り傷	1	4.2
	5位	内臓損傷	9	0.5	頭蓋内損傷	6	2.7	頭蓋内損傷	4	0.8	その他	4	0.8			
危害部位	1位	頭部	1,323	73.5	腕・手	123	55.9	頭部	390	77.4	頭部	396	80.0	頭部	11	45.8
	2位	腕・手	256	14.2	頭部	65	29.5	腕・手	53	10.5	腕・手	46	9.3	脚部	9	37.5
	3位	脚部	110	6.1	脚部	17	7.7	体幹	31	6.2	脚部	33	6.7	腕・手	2	8.3
	4位	体幹	108	6.0	体幹	14	6.4	脚部	30	6.0	体幹	20	4.0	体幹	2	8.3
	5位	全身/不明	1	0.1	全身	1	0.5									
危害程度	軽症	1,568	87.2					449	89.1		447	90.3		16	66.7	
	重い症状	220	12.2					55	10.9		42	8.5		4	16.7	
	不明	11	0.6								6	1.2		4	16.7	
平均年齢 (歳)	全体	6.4						5.2			5.8			7.0		
	重い症状	7.2						6.0			7.0			8.5		

		(3)鉄棒		(4)ジャングルジム		(5)うんてい		(6)シーソー		(7)アスレチック遊具		(8)回旋塔							
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%						
男		127	57.5	118	64.8	24	48.0	30	73.2	21	58.3	5	41.7						
女		94	42.5	64	35.2	25	50.0	11	26.8	15	41.7	7	58.3						
不明		0	0.0	0	0.0	1	2.0		0.0		0.0		0.0						
計		221	100.0	182	100.0	50	100.0	41	100.0	36	100.0	12	100.0						
危害内容	1位	擦過傷・挫傷・打撲傷	162	73.3	擦過傷・挫傷・打撲傷	126	69.2	擦過傷・挫傷・打撲傷	32	64.0	擦過傷・挫傷・打撲傷	21	51.2	擦過傷・挫傷・打撲傷	24	66.7	擦過傷・挫傷・打撲傷	10	83.3
	2位	骨折	41	18.6	骨折	27	14.8	骨折	15	30.0	骨折	11	26.8	骨折	7	19.4	刺し傷・切り傷	1	8.3
	3位	刺し傷・切り傷	10	4.5	刺し傷・切り傷	17	9.3	刺し傷・切り傷	2	4.0	刺し傷・切り傷	6	14.6	刺し傷・切り傷/内臓損傷	2	5.6	頭蓋内損傷	1	8.3
	4位	脱臼・捻挫	5	2.3	脱臼・捻挫	8	4.4	その他	1	2.0	切断/内臓損傷/その他	1	2.4	びらん・炎症・皮膚障害	1	2.8			
	5位	内臓損傷	2	0.9	頭蓋内損傷/内臓損傷/筋・腱・関節の損傷/その他	1	0.5												
危害部位	1位	頭部	158	71.5	頭部	122	67.0	頭部	25	50.0	頭部	21	51.2	頭部	27	75.0	頭部	11	91.7
	2位	腕・手	46	20.8	腕・手	33	18.1	腕・手	17	34.0	腕・手	13	31.7	腕・手	5	13.9	脚部	1	8.3
	3位	体幹	13	5.9	体幹	14	7.7	体幹	5	10.0	体幹	6	14.6	体幹	2	5.6			
	4位	脚部	4	1.8	脚部	12	6.6	脚部	2	4.0	脚部	1	2.4	脚部	2	5.6			
	5位				全身	1	0.5	不明	1	2.0									
	6位																		
危害程度	軽症	189	85.5		157	86.3		38	76.0		32	78.0		31	86.1		11	91.7	
	重い症状	31	14.0		25	13.7		11	22.0		9	22.0		5	13.9		1	8.3	
	不明	1	0.5					1	2.0										
平均年齢(歳)	全体	9.9			5.9			7.1			8.1			9.5			7.8		
	重い症状	10.3			7.3			5.8			5.7			7.8			8.0		

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」

まえがき

本指針の位置づけ

本指針は、都市公園において子どもにとって安全な遊び場を確保するため、子どもが遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけてゆく「遊びの価値」を尊重しつつ、子どもの遊戯施設の利用における安全確保に関して、公園管理者が配慮すべき事項を示すものである。

対象と適用範囲

本指針の対象は、都市公園法施行令第4条に規定する遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供することを目的として、地面に固定されているものとする（以下、「遊具」という）。

ただし、管理者などが常駐し施設の管理だけでなく遊びを指導し見守っている遊び場に設置された遊具や特別な利用を目的として製造又は改造された遊具については、一般の遊具とは利用形態が異なり、個別に安全確保を行うべき遊具であることから、本指針の対象としない。

本指針の対象となる遊具の利用者は、幼児から小学生（おおむね3歳から12歳）を基準とし、このうち幼児の利用については、保護者が同伴していることを前提とする。

1 . 子どもの遊びにおける危険性と事故

1 - 1 子どもの遊び

(1) 子どもと遊びの重要性

子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。

このように、遊びはすべての子どもの成長にとって、必要不可欠なものである。

(2) 子どもの遊びの特徴

子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、子どもは予期しない遊びをすることがある。

また、子どもは、ある程度の危険性を内在している遊びに惹かれ、こうした遊びに挑戦することにより自己の心身の能力を高めてゆくものであり、子どもの発育発達段階によって、遊びに対するニーズや求める冒険、危険に関する予知能力や事故の回避能力に違いがみられる。

(3) 子どもの遊びと遊具

遊具は、冒険や挑戦、社会的な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。子どもが冒険や挑戦のできる遊具は、子どもにとって魅力的であるばかりかその成長に役立つものでもある。

また、子どもは、さまざまな遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的とは異なる遊びに用いることもある。

1 - 2 リスクとハザード

(1) 遊びにおけるリスクとハザード

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。

子どもの遊びにおける安全確保にあたっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとに区分するものとする。

(2) 遊具に関連するリスクとハザード

遊具に関連するリスクとハザードは、それぞれ物的な要因、人的な要因とに分けることができる。

例えば、通常子どもが飛び降りることができる遊具の高さは物的リスクであり、落下防止柵を越えて飛び降りようとする行為は人的リスクである。

一方、遊具の不適切な配置や構造、不十分な維持管理による遊具の不良は物的ハザードであり、不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装は人的ハザードである。

1 - 3 遊具に関連する事故

遊具に関連する事故には、衝突、接触、落下、挟み込み、転倒などがあり、裂傷、打撲、骨折などの傷害をもたらすことになる。

事故の状態としては、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらすもの、重大であるが恒久的でない傷害をもたらすもの、軽度の傷害をもたらすものの3段階に大別することができる。特に頭部の傷害は重度の障害につながることもあるので十分な配慮が必要である。

2 . 遊具における事故と安全確保の基本的な考え方

2 - 1 遊具の安全確保に関する基本的な考え方

遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。

公園管理者は、リスクを適切に管理するとともに、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故（以下、「重大な事故」という）につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努める。

子どもと保護者は、遊びには一定の自己責任が伴うものであることを認識する必要があり、保護者は、特に、自己判断が十分でない年齢の子どもの安全な利用に十分配慮する必要がある。

公園管理者と保護者・地域住民は、連携し、子どもの遊びを見守り、ハザードの発見や事故の発生などに対応することが望まれる。

2 - 2 安全確保における公園管理者の役割

(1) 公園管理者の役割

公園管理者は、遊具の安全確保の基本的な考え方に従って、計画・設計段階、製造・施工段階、維持管理段階、利用段階の各段階で遊具の安全が確保されるよう適切な対策を講ずるものとする。

公園管理者が各段階毎の業務を外部に委託・請負する場合には、受託者・請負者に対し同様の対応を求め、適切な指示、承諾、協議などを行う。

また、事故が発生した場合は、事故の再発防止のための措置を講ずるとともに事故の発生状況を記録し、その後の遊具の維持管理に反映させる。

(2) 保護者・地域住民との連携

遊具の安全確保にあたっては、公園管理者のみで行うことは難しく、遊具の安全確保に関する基本的な考え方を踏まえ、保護者・地域住民と連携することが不可欠である。

このため公園管理者は、保護者・地域住民との間において、安全点検、子どもの遊びを見守ること、危険な行動への注意、事故発生時の連絡などについて、都市公園の管理を通して協力関係を醸成していくことが必要である。

また、子どもの遊び場に関わる民間団体との連携を図り、子どもと保護者・地域住民に対し、遊具の安全確保についての普及啓発を行うことが望まれる。

3.各段階での安全対策の考え方

3 - 1 計画・設計段階

(1) 遊び場の立地選定

遊び場の立地選定は、安全確保の観点から周辺の土地利用などに応じた安全な経路や見通しなどを考慮した利用動線を確保するとともに、遊具を設置する場所の地形や遊具の耐用年数などに大きな影響を与える環境条件に考慮した安全対策を講ずる。

(2) 遊具の選定

遊具の選定は、地域の年齢構成、遊び場の分布、利用状況などを調べて地域ニーズを踏まえた上で、利用する子どもの年齢構成に応じた遊びの形態を想定し、種類や規模などを決定する。

遊具の種類や規模の決定にあたっては、幼児と小学生では運動能力や事故の回避能力が大きく異なるため、当該遊具を利用する子どもの年齢層を踏まえて、遊具自体や各部の寸法などを検討する。また、重量が大きい可動性の遊具の選定にあたっては、利用する子どもの想定される年齢構成や遊びの形態について十分に考慮し、慎重を期する。加えて、過剰利用による事故を防ぐため、人気のある遊具については過密にならない範囲内で、複数設置することなどに配慮する。

(3) 遊具の配置及び設置面への配慮

遊具の配置は、遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮する。

幼児と小学生の双方が利用可能な遊具もあるが、一方の年齢層の利用には適さない遊具もあり、能力に適合しない遊具の利用による事故や衝突事故を避けるため、幼児用遊具と小学生用遊具の混在を避けるなどの安全対策を講ずる。

利用する子どもが落下するおそれのある遊具については、硬い設置面への配置を避けるとともに、必要に応じて、設置面による落下の衝撃の緩和についても配慮する。

(4) 遊具の構造

遊具の構造は、全体が子どもの利用に応じた強度を持つ必要があり、特に、動きのある遊具では、全体の構造のみならず細部の構造についても動きに対応した強度を持つように配慮するとともに、以下のような安全対策を講ずる。

絡まり・ひっかかり対策

- ・衣服の一部などが絡まったり、身体がひっかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない
- ・突起の形状に留意し、埋め込み、ふたを被せるなど工夫する

可動部との衝突対策

- ・可動部と地面の間に適切なクリアランスを確保する
- ・可動部との衝突による衝撃を緩和する

落下対策

- ・落下防止柵を設ける
- ・登れないように足がかりをつくらない

挟み込み対策

- ・身体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間を設けない

その他の危険対策

- ・つまづかないように基礎部分を埋め込むか、垂直に立ち上げず設置面にすり付ける
- ・遊具のどの部分にも、切傷や刺傷の原因となる鋭い尖端、角、縁（ふち） ささくれをつくらない
- ・部品や部材を簡単に外すことができないようにする

救助対策

- ・救助できるようにするため内部に大人が入れるようにする

また、遊具は屋外に設置され、風雨にさらされるものであることから、材料の耐水性や耐候性、仕上げにも配慮する。また、遊具の構造は点検整備、部品交換が容易なものとする。

3 - 2 製造・施工段階

(1) 遊具の製造

遊具の製造は、製造受託者又は請負者（以下、「製造者」という）に対して、設計図書に基づき、計画・設計段階における遊具の構造に起因する物的ハザードの除去対策を踏まえ、製造時に設定された期間において、十分な安全確保を図るため、材料に適用される日本工業規格などの諸規格に沿って、経年変化による材料の変化などを勘案して、毒性がなく耐久性のある材料の使用及び加工・仕上げ、接合方法等、製造の各段階における品質管理を徹底するよう、指示、承諾、協議などを行う。

なお、遊具の維持管理における留意事項を把握するため、必要に応じて、製造者に対して、遊具の材料、構造など、遊具の安全確保に関わる資料の提出を求める。

(2) 遊具の施工

遊具の据付けなどの施工は、施工受託者又は請負者（以下、「施工者」という）に対して、設計図書に基づき、計画・設計段階における遊具の構造に起因する物的ハザードの除去対策を踏まえ、十分な安全確保を図るため、基礎部分の設置面への収め方など利用者の安全確保と遊具の耐久性に配慮した地面への固定方法、組み立て、接合、仕上げ等、施工の各段階における品質管理を徹底するよう、指示、承諾、協議などを行う。

なお、子どもの遊びの特徴から、施工者に対して、資材搬入時や施工時から施工完了、引き渡しまでの期間に、安全確保が図られるよう指示を行うことが必要である。

3 - 3 維持管理段階

(1) 点検手順に従った確実な安全点検

遊具の維持管理は、遊具そのものの性能確保に関する点検・修理にとどまらず、子どもにとって安全で楽しい遊び場であるかという視点を持って行うことが必要である。遊具の構造を要因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行うとともに、定期的な補修などの維持管理を行うため、維持管理計画を策定し実行する。

安全点検は、維持管理全体の中で最も基本的な作業である。安全点検には、初期の動作確認のために製造・施工者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検、専門技術者が行う精密点検があり、これらの安全点検を確実に行うものとする。

特に、日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。

(2) 発見されたハザードの適切な処理

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。

なお、応急措置を講ずる際には、恒久的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

(3) 事故への対応

事故が発生した場合、負傷者への対応や再発防止対策を速やかに講ずる必要があるため、遊び場には関係官署や公園管理者の連絡先を掲示することが望ましい。

事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び恒久的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努める。

(4) 事故に関する情報の収集と活用

事故については、発生状況の記録と分析を行い、事故の再発防止、遊具の改善などに反映させることが必要である。

事故の発生状況などの情報については、遊び場や遊具に関わる者が共有・交換し、相互に役立てることが望まれる。

特に、遊具において30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生した事故が起きた場合には、関係機関が速やかに情報を共有できるよう報告などの必要な措置を行うものとする。

3 - 4 利用段階

(1) 遊具の利用状況の把握

設置した遊具の利用状況の実態を知ることは、遊具の安全確保を図る上で重要であり、子どもと保護者・地域住民の協力を得て遊具の利用状況を把握し、維持管理や改修などに活かすことが必要である。

(2) 安全管理の啓発と指導

遊具に関わる事故を未然に防ぐためには、遊具の利用状況を踏まえた上で、公園管理者と子ども・保護者や地域住民との間で、遊具の安全確保のための対策や相互の役割分担などについて共通の認識を持つことが重要である。

遊具の安全管理には、子どもや保護者の協力が不可欠であるため、公園管理者は、地方公共団体内の関係部署や地元自治会、地域住民との相互協力のもとで、子どもや保護者が自らの服装や遊具の異常にも注意を払うなどの都市公園での安全で楽しい遊び方についての普及啓発にも配慮する。

なお、事故防止のための指導にあたっては、子どもの遊びは本来自由で自発的なものであり、遊びの価値を十分に勘案し、過度に制約的にならないように注意する。

(3) 子どもと保護者・地域住民との協働による楽しい遊び場づくり

都市公園には、通常、公園管理者が常駐していないため、保護者・地域住民と連携し、子どもの遊びに対する共通認識を形成して、安全な遊び場づくりに取り組むことが望ましい。

保護者や地域住民が、子どもの遊びや遊具に対して関心を持ち、日頃から適切に注意喚起をするなど、積極的に関与していくことが重要である。

また、遊び場に関わる民間団体との連携を図り、子どもと保護者・地域住民に対し、遊び場を安全で楽しく利用するための普及啓発を協働で行うことが望まれる。

1 - 2 リスクとハザード

(1) 遊びにおけるリスクとハザード

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。

子どもの遊びにおける安全確保にあたっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとに区分するものとする。

(解説)

1) リスクとハザードの意味

リスクは、遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもの発達にとって必要な危険性は遊びの価値のひとつである。子どもは小さなリスクへの対応を学ぶことで経験的に危険を予測し、事故を回避できるようになる。また、子どもが危険を予測し、どのように対処すれば良いか判断可能な危険性もリスクであり、子どもが危険を分かっているで行うことは、リスクへの挑戦である。

ハザードは、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性である。また、子どもが予測できず、どのように対処すれば良いか判断不可能な危険性もハザードであり、子どもが危険を分からずに行うことは、リスクへの挑戦とはならない。

2) リスクとハザードの境界

リスクとハザードの境界は、社会状況や子どもの発育発達段階によって異なり、一様でない。子どもの日常の活動・経験や身体能力に応じて事故の回避能力に個人差があり、幼児が小学生用遊具を利用することは、その遊具を安全に利用するために必要な運動能力、危険に関する予知能力、事故の回避能力などが十分でないため、ハザードとなる場合がある。

都市公園の遊び場は、幅広い年齢層の子どもが利用するものであり、一つの遊具において全ての子どもの安全な利用に対応することは困難であるが、遊具の設置や管理に際しては、子どもの年齢層などを勘案する必要がある。

(2) 遊具に関連するリスクとハザード

遊具に関連するリスクとハザードは、それぞれ物的な要因、人的な要因とに分けることができる。

例えば、通常子どもが飛び降りることができる遊具の高さは物的リスクであり、落下防止柵を越えて飛び降りようとする行為は人的リスクである。

一方、遊具の不適切な配置や構造、不十分な維持管理による遊具の不良は物的ハザードであり、不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装は人的ハザードである。

(解説)

- 1) リスクには、子どもの身体的能力の範囲内で対応可能な高さや可動部の揺れ具合などの遊具の構造に起因する物的な要因によるものと、子どもができると思って行った高い所に登る、飛び降りる行為などの利用者によって起因する人的な要因によるものがある。
- 2) ハザードには、遊具の構造的な欠陥や故障、不適切な突起の存在など遊具の配置や構造、維持管理の状態に起因する物的な要因によるものと、突き飛ばしなどの行為、絡まりやすい紐のついた衣服の着用など遊具の不適切な利用や周辺での行動、子どもの服装や持ち物などの利用者によって起因する人的な要因によるものがある。リスクとハザードにある物的な要因と人的な要因とを整理しておくこと、事故を未然に防止する対策を立てやすい。

参考(ハザードの例)

- ・物的ハザード...遊具の構造、施工、維持管理の不備などによるもの
 - ・不適切な配置
 - 動線の交錯、幼児用遊具と小学生用遊具の混在など
 - ・遊具及び設置面の設計、構造の不備
 - 高低差、隙間、突起、設置面の凹凸など
 - ・遊具の不適切な施工
 - 基礎部分の不適切な露出など
 - ・不十分な維持管理の状態
 - 腐食、摩耗、劣化、ねじなどのゆるみの放置など
- ・人的ハザード...利用者の不適切な行動や服装などによるもの
 - ・不適切な行動
 - ふざけて押す、突き飛ばす、動く遊具に近づくなど
 - ・遊具の不適切な利用
 - 過度の集中利用、使用制限の措置を講じた遊具の利用など
 - ・年齢、能力に適合しない遊具で遊ばせる
 - 幼児が単独で、あるいは保護者に勧められて小学生用遊具で遊ぶなど
 - ・不適切な服装
 - 絡まりやすい紐のついた衣服やマフラー、サンダルや脱げやすい靴の着用など

遊具の安全対策についてのアンケート調査

遊具を管理する自治体および遊具を取り扱う事業者に対して、遊具の安全対策についてアンケート調査を実施した。

1. 調査方法

1) 調査対象

- ①自治体 人口 20 万人以上 104 ヶ所の市について次の各部局 計 312 部局
 - ・都市公園の遊具を管理している都市公園担当部局 104 部局
 - ・児童遊園・保育所・児童館等の遊具を管理している児童福祉施設担当課 104 部局
 - ・幼稚園・小学校等の遊具を管理している学校教育委員会学校安全主管課 104 部局
- ②事業者 (社)日本公園施設業協会の会員企業(遊具や公園施設の製造・販売・点検・補修等を行う)146 社

2) 調査時期 2003 年 2 月

3) 実施方法 郵送方式

4) 有効回答数および回収率(表 1)

表1 管理・取り扱い場所別件数

管理・取り扱い場所(複数回答)	自治体	事業者
都市公園	79	72
都市公園以外の公共の遊び場	56	68
保育所	84	59
児童館	32	48
幼稚園	41	61
小学校	65	57
その他	18	16
有効回答数	247	79
有効回収率(%)	79.2%	54.1%

2. アンケートの結果

1) 自治体・事業者の安全基準の有無

自治体と事業者とで大きな差があった

自治体、事業者がそれぞれ安全基準を設けているかを、規準案が公表された時期を基準に聞いた(図 1)。

「規準案ができる前から設けている」「規準案ができたときに設けている」を合わせた「安全基準を設けている」と答えたのが自治体は 26 件(10.5%)なのに対し、事業者は 71 件(89.9%)であった。また、都市公園、保育所、幼稚園などの設置場所別に聞いてみると、事業者はいずれの設置場所でも安全基準を設けている割合は 90%前後であった。これに対し、自治体は幼稚園 7.3%、小学校 7.7%、児童館 9.4%、保育所 9.5%、都市公園 15.2%、都市公園以外の公共の遊び場 19.6%というようにばらつきがあった。

また、「今後設ける予定」というのは自治体では 48 件(19.4%)、事業者が 5 件(6.3%)であった。逆に、「設ける予定がない」という答えが自治体では 92 件(37.2%)、事業者は 1 件(1.3%)だった。

事業者については規準案を策定した(社)日本公園施設業協会の会員を対象にアンケートを行ったため設けている率が高いのは当然ではあるが、自治体は事業者に比べかなり設けている率が低かった。

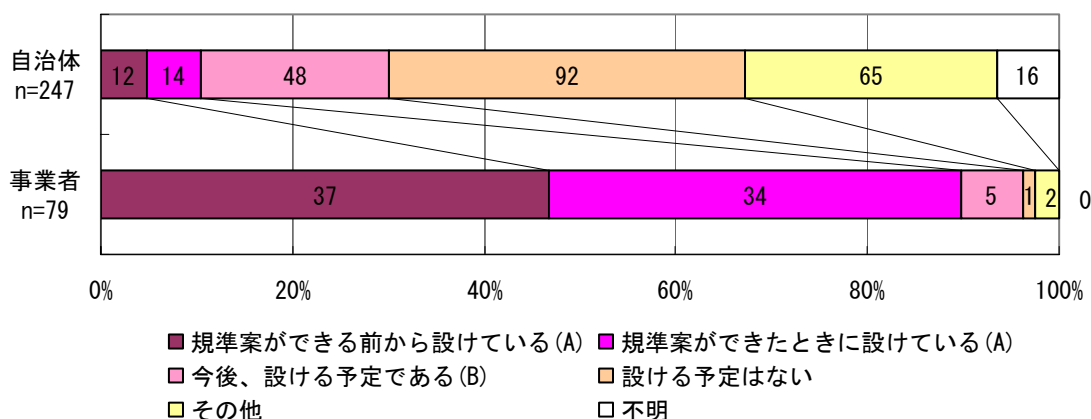


図1 遊具に関する安全基準を設けていますか。

2) 自治体・事業者の安全基準の内容

規準案と同じ内容が多い

「安全基準を設けている」と回答した自治体 26 件、事業者 71 件にその内容を聞いたところ、自治体 18 件 (69.2%)、事業者 47 件 (66.2%) が規準案と同じ内容であった (表 2-1)。

「今後、設ける予定である」と回答した自治体・事業者にもその内容を聞いた。自治体 48 件のうち、21 件 (43.8%) が規準案と同じにする予定と答えた (表 2-2)。

表2-1 安全基準を設けている場合、その安全基準はどんなものですか。(件)

図1 (A) に質問	自治体		事業者	
	件数	割合	件数	割合
規準案と同じ	18	69.2%	47	66.2%
規準案に独自項目を追加	1	3.8%	13	18.3%
独自に策定	4	15.4%	3	4.2%
その他、不明	3	11.5%	8	11.3%
計	26	100%	71	100%

表2-2 安全基準を今後設ける予定の場合、その安全基準はどんなものですか (件)

図1 (B) に質問	自治体		事業者	
	件数	割合	件数	割合
規準案と同じ	21	43.8%	4	80.0%
規準案に独自項目を追加	15	31.3%	1	20.0%
独自に策定	1	2.1%	0	0.0%
その他、不明	11	22.9%	0	0.0%
計	48	100%	5	100%

3) 自治体・事業者が安全基準を設けた理由

安全基準を設けた理由は、遊具による事故防止を積極的に進めるためが多い

安全基準を設けた理由について聞いた。

「安全基準を設けている」と回答した自治体・事業者にもその理由を聞いた。両者とも、「遊具による事故防止を積極的に進めるため」が圧倒的に多いが、「指針またはそれに基づく規準案が設けられたため」が 2 位だった (表 3-1)。

「今後、設ける予定である」と回答した自治体・事業者にもその理由を聞いた。自治体は、上記と同様の傾向であった (表 3-2)。

表3-1 安全基準を設けている場合、その理由は何ですか。(件)

図1 (A) に質問	自治体		事業者	
	件数	割合	件数	割合
遊具による事故防止を積極的に進めるため	23	88.5%	49	69.0%
指針またそれに基づく規準案が設けられたため	2	7.7%	12	16.9%
管理している遊具で人身事故が発生したため	0	0.0%	6	8.5%
その他	1	3.8%	4	5.6%
計	26	100%	71	100%

表3-2 安全基準を今後設ける予定の場合、その理由は何ですか。(件)

図1 (B) に質問	自治体		事業者	
	件数	割合	件数	割合
遊具による事故防止を積極的に進めるため	34	70.8%	1	20.0%
指針またそれに基づく規準案が設けられたため	12	25.0%	4	80.0%
管理している遊具で人身事故が発生したため	2	4.2%	0	0.0%
計	48	100%	5	100%

4) 自治体の定期点検の実施状況

定期点検を実施していない自治体が 15%

自治体に、遊具の劣化や形状などを調べる定期点検(※)を行っているかどうか聞いた。その結果、定期点検を行っている自治体は 164 件 (66.4%) あった一方で、行っていない自治体が 38 件 (15.4%) あった (表 4)。

※管理者が必要に応じて専門技術者と目視・触診・聴診・打診あるいは測定機器を使用して遊具の劣化や形状などを調べる点検。おおむね年 1 回以上のもの。

定期点検を行っていると答えた自治体のうち定期点検の実施者について聞いた。製造・販売・施工業者が 56

件(34.1%)、次いで保育所・幼稚園・小学校が42件(25.6%)、行政の管理部門39件(23.8%)などだった(表5)。

安全基準を設ける予定はないと答えた92件のうち、定期点検を行っているという自治体が52件あった。そのうち、定期点検を保育所・幼稚園・小学校、行政の管理部門が行っている自治体が25件(48.1%)あった(表6)。

なお、事業者に対して、自治体等からの依頼ではなく自主的に定期点検を行っているかを聞いたところ、自主的に定期点検を行うと回答したのは31件(39.2%)であったことから、事業者が自主的に行うよりも、自治体が事業者に依頼して行うか、自治体の管理者自らが行うことが多いと思われる。

表4 管理している遊具について、定期点検をしていますか。(件)

	自治体	
定期点検している (C)	164	66.4%
定期点検をしていない	38	15.4%
その他	42	17.0%
不明	3	1.2%
計	247	100%

表5 定期点検は主にどこが実施していますか。(件)

表4 (C) に質問	自治体	
製造・販売・施工業者	56	34.1
保育所・幼稚園・小学校	42	25.6
行政の管理部門	39	23.8
その他、不明	27	16.5
計	164	100.0

表6 安全基準を設ける予定がないが定期点検をしている自治体について、定期点検は主にどこが実施していますか。(件)

	自治体	
製造・販売・施工業者	18	34.6
保育所・幼稚園・小学校	12	23.1
行政の管理部門	13	25.0
その他、不明	9	17.3
計	52	100.0

5) 自治体の遊具の撤去・補修状況

人身事故の影響で箱型ブランコは撤去の方向へ

自治体が管理する遊具別に撤去・補修の有無やその理由について聞いた(表7)。撤去したことがあるかを聞いたところ、撤去の割合は箱型ブランコ(93.2%)がいちばん高く、その他(45.7%)、回旋塔(36.4%)が続く。この3遊具を除いて残り16遊具の撤去率は30%以下だった。

同じく、補修したことがあるかを聞いたところ、補修の割合は箱型ブランコ(14.4%)がいちばん低く、回旋塔(48.5%)がこれに続く。これら2遊具を除いた17遊具が補修率50%以上であった。全体の傾向をみると、撤去より補修の割合が高いことがわかったが、箱型ブランコは逆だった。

撤去または補修したと答えたもののうち、その理由を聞いた(複数回答)。詳細は次の通りである。

① 人身事故が発生した、またはそのおそれがあると判断されたため

人身事故が発生した、または発生するおそれがあると判断されたため撤去または補修をした、と回答した割合をみた。箱型ブランコは撤去(90.9%)、補修(41.2%)とも割合が高かった。回旋塔も撤去した割合(87.5%)が高かった。反対に、砂場、鉄棒、平均台の撤去の割合は10%台と低かった。

② 保護者・住民等から指摘があったため

保護者や住民などから指摘されて撤去した率が高かったのは砂場(34.4%)、ロープウェイ(20.0%)などである。ロープウェイは補修した率も20.4%が高かった。

③その他の理由

その他、経年劣化のため撤去または補修したという理由があった。箱型ブランコや回旋塔の撤去を除いて、50%以上がこの理由で撤去・補修されていた。

表7. 管理している遊具のうち、撤去・補修をしたことがありますか。またその理由(複数回答可)を教えてください。

	撤去率	補修率	撤去・補修の理由												撤去件数	補修件数
			人身事故が発生した、またはそのおそれがあると判断されたため				保護者・住民等から指摘があったため				経年劣化による					
			撤去	%	補修	%	撤去	%	補修	%	撤去	%	補修	%		
箱型ブランコ	93.2	14.4	100	90.9	7	41.2	1	0.9	2	11.8	13	11.8	9	52.9	110	17
回旋塔	36.4	48.5	21	87.5	7	21.9	1	4.2	4	12.5	5	20.8	27	84.4	24	32
回転ジャングルジム	28.4	66.7	14	48.3	15	22.1	1	3.4	7	10.3	19	65.5	57	83.8	29	68
スプリング遊具	27.1	74.6	8	25.0	15	17.0	3	9.4	15	17.0	25	78.1	74	84.1	32	88
複合遊具(コンビネーション遊具)	26.0	81.4	12	26.1	32	22.2	1	2.2	17	11.8	40	87.0	121	84.0	46	144
平均台	24.1	69.4	4	15.4	10	13.3	1	3.8	5	6.7	25	96.2	69	92.0	26	75
シーソー	23.8	81.7	11	28.2	18	13.4	0	0.0	13	9.7	30	76.9	122	91.0	39	134
一人乗りブランコ	22.4	81.5	13	28.3	25	15.0	1	2.2	16	9.6	35	76.1	151	90.4	46	167
すべり台	20.9	82.4	12	24.0	37	18.8	2	4.0	17	8.6	40	80.0	172	87.3	50	197
ジャングルジム	19.1	67.1	12	27.9	25	16.6	0	0.0	10	6.6	35	81.4	131	86.8	43	151
ロープ・ネットクライマー	18.3	82.6	8	40.0	19	21.1	0	0.0	6	6.7	18	90.0	78	86.7	20	90
鉄棒	18.2	71.4	6	14.3	22	13.3	0	0.0	13	7.9	39	92.9	152	92.1	42	165
ロープウェイ	15.2	81.8	2	20.0	13	24.1	2	20.0	11	20.4	9	90.0	45	83.3	10	54
うんてい	15.2	60.1	6	20.0	16	13.4	0	0.0	9	7.6	25	83.3	108	90.8	30	119
砂場	13.9	57.0	4	12.5	16	12.2	11	34.4	18	13.7	21	65.6	110	84.0	32	131
はん登棒	13.0	63.4	5	23.8	17	16.7	0	0.0	3	2.9	20	95.2	91	89.2	21	102
すべり棒	10.9	72.7	2	33.3	8	20.0	0	0.0	3	7.5	5	83.3	35	87.5	6	40
太鼓ばしご	10.1	56.6	4	30.8	10	13.7	0	0.0	5	6.8	13	100.0	68	93.2	13	73
その他	45.7	65.7	7	43.8	5	21.7	3	18.8	4	17.4	5	31.3	19	82.6	16	23

貴自治体が管理する都市公園・都市公園以外の公共の遊び場・保育所・幼稚園・小学校・児童館などにある
ぶらんこ、すべり台等の屋外用固定遊具についてお聞きします。
このアンケートは、貴自治体の「都市公園担当部局」「児童福祉施設担当課」
「学校教育委員会学校安全主管課」の3ヶ所にお送りしています。
このアンケートの回答内容は統計的に処理しますので、個別の情報が外部に出ることはありません。
お答えいただいたアンケート用紙は、平成15年2月24日(月)までに同封のピンクの封筒(切手は不要)に
入れご投函、またはFAXにてご返信いただきますようお願い申し上げます。(FAX:03-3443-1202)

- Q1 貴部署で管理している屋外用固定遊具は、次のうちのどの施設にあるものですか。
当てはまるものすべてに をつけてください。
- 1 都市公園
 - 2 都市公園以外の公共の遊び場(児童遊園、条例による遊び場など)
 - 3 保育所
 - 4 幼稚園
 - 5 小学校
 - 6 児童館(児童センターを含む)
 - 7 その他 ()
- Q2 貴部署では屋外用固定遊具に関する安全基準を設けていますか。当てはまるものに1つだけ をつけてください。
- 1 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」ができる前から設けている
 - 2 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」ができたときに設けている
 - 3 今後、設ける予定である
 - 4 設ける予定はない
 - 5 その他 ()
 - 6 不明
- ⇒ Q3～Q8まで
ご回答
ください。
- ⇒ Q3をとして
Q4～Q8まで
ご回答
ください。

- Q3 Q2で「1」「2」「3」と答えた部署にお聞きします。
その安全基準はどんなもの、または予定ですか。当てはまるものに1つだけ をつけてください。
- 1 独自に策定
 - 2 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」と同じ
 - 3 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」に独自項目を追加して策定
 - 4 外国の基準・指針と同じ(基準・指針名)
 - 5 外国の基準・指針に独自項目を追加して策定(基準・指針名)
 - 6 その他 ()
 - 7 不明

その安全基準を設けた(設ける)理由は何ですか。

いちばん大きな要因と思われるものに1つだけ をつけてください。

- 1 管理している屋外用固定遊具で人身事故が発生したため
- 2 屋外用固定遊具による事故防止を積極的に進めるため
- 3 保護者・利用者等から希望があったため
- 4 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」
または(社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」が設けられたため
- 5 その他 ()
- 6 不明

Q2で「1」「2」と答えた部署の方にはお願いです。

差し支えなければ、貴部署の安全基準をお送りいただけますか。

このアンケートに同封していただくか、FAXでもかまいません。(FAX:03-3443-1202)

ただし、(社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」と同じ場合は
お送りくださらなくてけっこうです。

- Q4 貴部署で管理している屋外用固定遊具について、定期点検(管理者が必要に応じて専門技術者と
目視・触診・聴診・打診あるいは測定機器を使用して屋外用固定遊具の劣化や形状などを調べる点検。
おおむね年1回以上)をしていますか。当てはまるものに1つだけ をつけてください。
- 1 すべての屋外用固定遊具について定期点検をしている
 - 2 特定の屋外用固定遊具について定期点検をしている
 - 3 定期点検をしていない
 - 4 その他 ()
 - 5 不明
- ⇒ Q5～Q8まで
ご回答ください。
- ⇒ Q5をとして
Q6～Q8まで
ご回答ください。

Q5 Q4で「1」「2」と答えた部署にお聞きします。
 屋外用固定遊具の定期点検は、主にどこが実施していますか。当てはまるものに1つだけ をつけてください。
 1 行政（自治体担当部署）
 2 保育所・幼稚園・小学校の教職員
 3 製造・販売・施工業者
 4 地域住民(ボランティア団体も含む)
 5 その他 ()
 6 不明

Q6 貴部署で管理している屋外用固定遊具についてお聞きします。回答は下の表にお書きください。
 貴部署で管理している屋外用固定遊具はどんなものですか。
 の欄のA～Sのうちから当てはまるものすべてに をつけてください。
 また、それぞれの屋外用固定遊具について、点検などの結果、補修または撤去したことがありますか。
 補修・撤去した屋外用固定遊具があれば の欄に をつけてください。
 また、補修や撤去に至った場合、その理由も教えてください。
 その理由を下の1～6から選んで、 の欄の当てはまる番号すべてに をつけてください。

理由 (1 人身事故が発生したため
 2 人身事故が発生するおそれがあると判断されたため
 3 経年劣化のため
 4 保護者・住民等から指摘があったため
 5 安全基準に満たなくなったため
 6 その他()

屋外用固定遊具〔 遊具の名称は、(社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」を参考〕

管理している遊具 あるものに	補修		撤去	
	補修あれば	その理由	撤去あれば	その理由
A 一人乗りぶらんこ		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
B 箱型ぶらんこ		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
C スプリング遊具		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
D シーソー		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
E 回転ジャングルジム		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
F 回旋塔		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
G すべり台		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
H すべり棒		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
I ロープウェイ		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
J 雲てい		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
K 鉄棒		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
L ジャングルジム		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
M 太鼓はしご		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
N ロープ・ネットクライマー		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
O はん登棒		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
P 平均台		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
Q 砂場		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
R 複合遊具(コンビネーション遊具)		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6
S その他()		1・2・3・4・5・6		1・2・3・4・5・6

Q7 この他、屋外用固定遊具の安全管理について、ご意見があれば何でもお書きください。

[]

Q8 差し支えなければ、貴自治体名・御所属・記入された方のお名前をお書きください。

貴自治体名 ()
 御所属 ()
 記入された方のお名前 ()

アンケートのご協力ありがとうございました。

貴社でお取り扱いされている公園、幼稚園などのびらんこ、すべり台等の屋外用固定遊具についてお聞きします。
このアンケートの回答内容は統計的に処理しますので、個別の情報が外部に出ることはありません。
お答えいただいたアンケート用紙は、平成15年2月24日(月)までに 同封のピンクの封筒(切手は不要)に入れご投函、またはFAXにてご返信いただきますようお願い申し上げます。(FAX:03-3443-1202)

- Q1 貴社では屋外用固定遊具をどのような形で取り扱っていますか。
当てはまるものすべてに をつけてください。
- 1 製造
 - 2 輸入
 - 3 販売
 - 4 点検
 - 5 補修
 - 6 撤去
 - 7 その他 ()
- 8 取り扱っていない ⇨ここに をつけた方のみ、Q2～Q7をとばしてQ8のみご回答ください。

- Q2 貴社で取り扱っている屋外用固定遊具は、どのような場所に設置されていますか。
当てはまるものすべてに をつけてください。
- 1 都市公園
 - 2 都市公園以外の公共の遊び場(児童遊園、条例による遊び場など)
 - 3 保育所
 - 4 幼稚園
 - 5 小学校
 - 6 児童館(児童センターを含む)
 - 7 その他 ()

- Q3 貴社では屋外用固定遊具に関する安全基準を設けていますか。
当てはまるものに1つだけ をつけてください。
- 1 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」ができる前から設けている
 - 2 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」ができたときに設けている ⇨ Q4～Q8 までご回答ください。
 - 3 今後、設ける予定である
 - 4 設ける予定はない ⇨ Q4をとばして Q5～Q8までご回答ください。
 - 5 その他 ()
 - 6 不明

- Q4 Q3で「1」「2」「3」と答えた方にお聞きします。
その安全基準はどんなもの、または予定ですか。当てはまるものに1つだけ をつけてください。
- 1 独自に策定
 - 2 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」と同じ
 - 3 (社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」に独自項目を追加して策定
 - 4 外国の基準・指針と同じ(基準・指針名)
 - 5 外国の基準・指針に独自項目を追加して策定(基準・指針名)
 - 6 その他 ()
 - 7 不明

- その安全基準を設けた(設ける)理由は何ですか。
いちばん大きな要因と思われるものに1つだけ をつけてください。
- 1 取り扱っている屋外用固定遊具で人身事故が発生したため
 - 2 屋外用固定遊具による事故防止を積極的に進めるため
 - 3 自治体や保育所・幼稚園・小学校などからの要望があったため
 - 4 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」
または(社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」が設けられたため
 - 5 その他 ()
 - 6 不明

Q3で「1」「2」と答えた方をお願いします。差し支えなければ、貴社の安全基準をお送りいただけますか。
このアンケートに同封していただくか、FAXでもかまいません。(FAX:03-3443-1202)
ただし、(社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」と同じ場合はお送りくださらなくてけっこうです。

Q5 貴社が取り扱って実際に使用されている屋外用固定遊具を、自治体や保育所・幼稚園・小学校などから依頼を受けるのではなく、貴社が自主的に定期点検（目視・触診・聴診・打診あるいは測定機器を使用して屋外用固定遊具の劣化や形状などを調べる点検。おおむね年1回以上）を

していますか。当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- 1 すべての屋外用固定遊具について自主的に定期点検をしている
- 2 特定の屋外用固定遊具について自主的に定期点検している
- 3 自主的には定期点検をしていない
- 4 その他 ()
- 5 不明

Q6 貴社で取り扱っている屋外用固定遊具についてお聞きします。回答は下の表にお書きください。貴社で取り扱っている屋外用固定遊具はどんなものですか。

の欄のA～Sのうちから当てはまるものすべてに をつけてください。

また、それぞれの屋外用固定遊具について、点検などの結果、補修または撤去したことがありますか。

補修・撤去した屋外用固定遊具があれば の欄に をつけてください。

また、補修や撤去到った場合、その理由も教えてください。

その理由を下の1～7から選んで、 の欄の当てはまる番号すべてに をつけてください。

- 理由
- 1 人身事故が発生したため
 - 2 人身事故が発生するおそれがあると判断されたため
 - 3 経年劣化のため
 - 4 自治体や保育所・幼稚園・小学校などから依頼されたため
 - 5 保護者・住民等から指摘があったため
 - 6 安全基準に満たなくなったため
 - 7 その他()

屋外用固定遊具〔 遊具の名称は、(社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準(案)」を参考〕

取り扱い あるものに	補修		撤去	
	補修あれば	その理由	撤去あれば	その理由
A 一人乗りぶらんこ		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
B 箱型ぶらんこ		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
C スプリング遊具		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
D シーソー		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
E 回転ジャングルジム		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
F 回旋塔		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
G すべり台		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
H すべり棒		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
I ロープウェイ		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
J 雲てい		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
K 鉄棒		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
L ジャングルジム		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
M 太鼓はしご		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
N ロープ・ネットクライマー		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
O はん登棒		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
P 平均台		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
Q 砂場		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
R 複合遊具(コンビネーション遊具)		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7
S その他()		1・2・3・4・5・6・7		1・2・3・4・5・6・7

Q7 この他、屋外用固定遊具の安全管理について、ご意見があれば何でもお書きください。

Q8 差し支えなければ、貴社名・御所属・記入された方のお名前をお書きください。

貴社名 ()
 御所属 ()
 記入された方のお名前 ()

アンケートのご協力ありがとうございました。

<title>危害情報からみた屋外遊具の事故</title>